

令和2年度市民参加推進調査シート 対象事項（計画等）の概要（補足説明）

No.1 安城市自治基本条例の改正

地方分権の進展に伴い、地方自治体において、「自己決定・自己責任」の自治体運営が求められ、自治体運営には広く市民が参加する住民自治を推進させる制度の整備が求められた。それにより、まちづくりを進めるための基本的な考え方、市民・議会・行政がどんな役割を担い、どんな方法でまちづくりに取り組んでいくのかについて明文化した自治基本条例が制定（平成22年4月1日施行）された。

安城市自治基本条例 第26条

「市長は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、社会状況の変化に照らし、この条例が市民が主役の自治の実現を図る上でふさわしいものであるかどうかについて、市民参加のもとに検証します。」

上記規定により、令和元年度に審議会を開催し、条例改正の必要性について答申。それを受け、具体的な条例改正案を作成し、令和2年度にパブリックコメントを実施する。

前回は、平成26年度に安城市自治基本条例検証会議で実施した。

No.2 （仮称）安城市情報化推進計画の策定

官民データ活用推進基本法第9条第3項に基づき、市町村の努力義務として、策定する区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画である。

官民データの利用環境の整備促進を図り、事務負担の軽減、地域課題の解決、住民及び事業者への利便性の向上等に寄与することを目的とする。

<市町村官民データ活用推進計画のひな型>

- 1 ○○市の現状及び課題
- 2 ○○市官民データ活用推進計画の目的
- 3 ○○市官民データ活用推進計画の位置付け
- 4 ○○市官民データ活用推進計画の推進体制
- 5 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針

（個別施策の分類）

1. 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組（オンライン化原則）
2. 官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進）
3. 個人番号カードの普及及び活用に係る取組（マイナンバーカードの普及・活用）
4. 利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド※対策等）
5. 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組（システム改革・BPR）

- 6 官民データ活用の推進に係る個別施策
- 7 セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

※デジタルデバイド・・・パソコンやインターネット等の情報技術を利用する能力及びアクセスする機会を持つ者と持たない者との間に、情報格差が生じるとされる問題

＜愛知県官民データ活用推進計画（案）＞

基本的な方針

5つの取組みを柱とする。

(1) オープンデータの推進に係る取組

- ・ 県保有データの棚卸し
- ・ 愛知県オープンデータカタログサイトのデータセットの拡充
- ・ 県内市町村のオープンデータ促進
- ・ 市民団体等によるオープンデータ活用イベントの促進 等

(2) 行政デジタル化に係る取組

- ・ ペーパーレス化の促進 等

(3) 行政手続オンライン原則化に係る取組

- ・ 行政手続の棚卸し
- ・ オンライン手続の原則化 等

(4) マイナンバーカードの普及及び活用に係る取組

- ・ マイナンバーカードの普及・活用に関する広報
- ・ マイキープラットフォーム※構想の推進 等

(5) デジタルデバイド是正に係る取組

- ・ 条件不利地域における携帯電話のエリア整備の推進
- ・ 県公式WebサイトのWebアクセシビリティ※対応 等

(6) その他の取組

- ・ 防災SNSの活用
- ・ 県内企業・団体へのテレワークの促進・普及 等

※マイキープラットフォーム・・・マイナンバーカードのマイキー部分（電子証明書及びICチップの空き領域部分）を活用して、マイナンバーカードを公共施設の利用者カードや商店街のポイントカードとして利用できるようにするための共通情報基盤のこと。

※Webアクセシビリティ・・・ウェブサイトにおけるバリアフリーやユニバーサルデザインの概念。（Webアクセシビリティの確保とは、高齢者や障害者など、心身の機能に関する制約や利用環境等に環形なく、全ての人がウェブで提供される情報を利用できるようにすること。）

No. 3 安城市国土強靱化地域計画の策定

東日本大震災などの頻発する想定外の大規模災害の経験を踏まえ、人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを構築することが求められたことにより、本計画を策定する。

＜計画の構成イメージ＞

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1 計画の策定趣旨

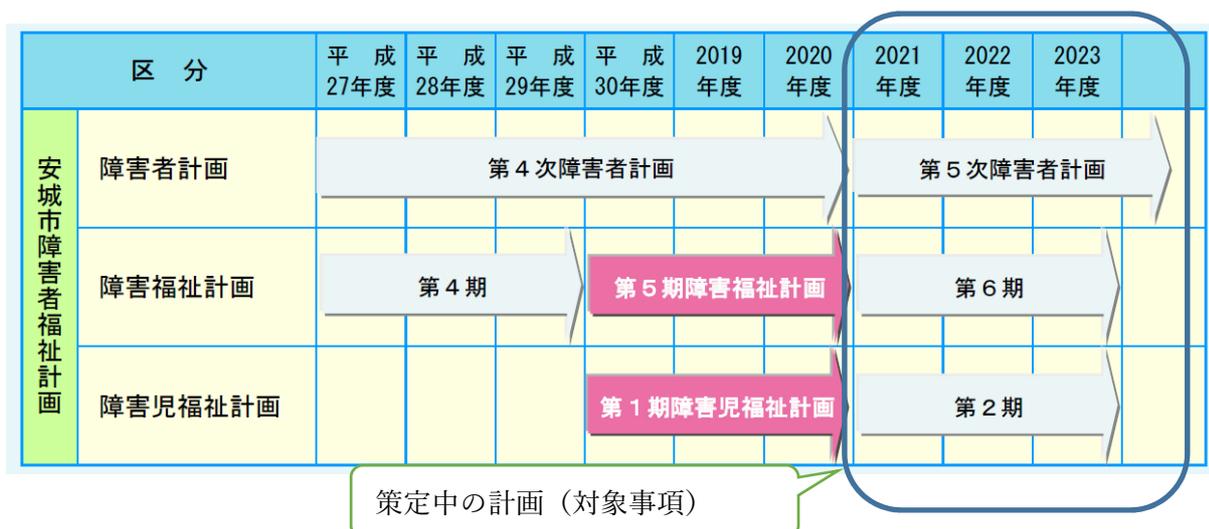
2 計画の位置づけ等

第2章 安城市の地域特性等

- 1 安城市の地域特性
- 2 安城市に影響を及ぼす大規模自然災害
- 第3章 安城市の強靱化の基本的な考え方
 - 1 安城市地域強靱化の基本目標
 - 2 安城市の強靱化を進める上での留意事項
- 第4章 安城市の脆弱性評価と強靱化の推進方針
 - 1 脆弱性評価
 - 2 推進すべき施策の方針
- 第5章 計画推進の方策
 - 1 計画の推進体制
 - 2 計画の進捗管理
 - 3 計画の見直し

No. 4 安城市障害者福祉計画の策定

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の3計画を総称して、安城市障害者福祉計画と呼ぶ。



第5期安城市障害福祉計画・第1期安城市障害児福祉計画の目的、考え方等を引き続き推進する予定。

<第5期安城市障害福祉計画・第1期安城市障害児福祉計画>

障害者の地域生活を支援するための障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の数値目標を設定するとともに、その提供体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とした計画。

国の示す基本指針に基づき、次の考え方のもと、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の整備を推進。

- ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 地域生活への移行の推進と地域生活の継続の支援
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組

- ⑤ 相談支援体制の充実
- ⑥ 障害児の健やかな育成のための発達支援

No.5 あんジョイプラン9（第8次安城市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）の策定

高齢者福祉計画は、すべての高齢者を視野に入れ、介護保険の給付対象とならない高齢者の福祉サービスはもとより、地域における高齢者の福祉全般にわたる施策も含む。

介護保険事業計画は、介護保険の給付対象サービスの種類ごとの見込量等について定め、保険料を算定するなど、介護保険事業運営の基本となる計画。

高齢者福祉計画と介護保険事業計画を合わせて「あんジョイプラン」としている。

あんジョイプラン9は、あんジョイプラン8の基本理念を引き続き推進していく予定である。

<あんジョイプラン8>

基本理念「健康で 生きがい・ふれあい・安心を 育むまち」

基本目標1 介護保険サービスの安定と充実

- 1-1 居宅サービス
- 1-2 地域密着型サービス
- 1-3 施設サービス
- 1-4 介護保険事業の円滑な運営
- 1-5 的確で質の高いサービスの提供

基本目標2 介護予防・生活支援施策の推進

- 2-1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- 2-2 認知症施策の推進
- 2-3 家族介護者に対する支援
- 2-4 医療と介護連携の推進
- 2-5 安心と自立を目指した日常生活への支援
- 2-6 権利擁護等

基本目標3 高齢者福祉の推進

- 3-1 支え合いによる福祉のまちづくり
- 3-2 健康づくりの推進
- 3-3 生きがいのある生活の支援
- 3-4 在宅生活の支援
- 3-5 住環境の整備
- 3-6 安全対策の推進

重点項目1 安城市版地域包括ケアシステムの推進

重点項目2 多様な介護予防・日常生活支援の推進

重点項目3 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築

重点項目4 認知症高齢者等に対する支援

No. 6 第2次安城市環境基本計画の策定

現行計画において、直近の改定は平成28年4月に行われたが、平成27年に採択されたSDGsやパリ協定の目標があるなかで、安城市としてもそれらの内容を組み込んだ施策を第2次計画に反映させていき、平成30年4月に施行された国の第5次環境基本計画の内容についても2次計画に反映させる予定。

<安城市環境基本計画（現行計画）>

環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を目的とする。

目指すまちの将来像

「環境負荷の少ない、人と自然が共生する、良好な環境が持続的に発展するまち」

基本目標1 低炭素なまちをつくる

- ・エネルギーの効率的な利用
- ・適切な交通手段の選択
- ・環境と調和した事業活動の促進

基本目標2 暮らしと自然を守るまちをつくる

- ・快適な暮らしの実現
- ・自然との共生
- ・農のある暮らしづくり

基本目標3 資源が循環するまちをつくる

- ・資源の循環
- ・ごみ減量の推進
- ・水循環の保全

基本目標4 市民みんなが行動するまちをつくる

- ・次代につなぐ人づくり
- ・参加と協働の推進

No. 7 第2次安城市雨水マスタープランの策定

近年頻発する集中豪雨やゲリラ豪雨に対する雨水対策の限界や、農地や緑地の減少によるヒートアイランド現象、地下水涵養量の低下による河川維持流量の減少などの水循環に関する問題が発生している。

雨水マスタープランでは、「あめを速やかに流す」ことだけではなく、「あめの恵みを活かす」、「水資源」と「防災」の視点を取り入れた新しい「雨水対策」を推進している。

第2次安城市雨水マスタープランは、現行プランの取り組みに対する課題を整理し、最新の知見や市民等の意見を参考に策定する。

<安城市雨水マスタープラン（現行プラン）>

理念 「あめの恵みを活かす安城」

基本方針「市民、事業者及び行政が協働して、あまみずを水資源として捉え、さらに防災の視点を取り入れた雨水対策を推進する。」

施策3つのポイント

- ・雨水貯留浸透施設の整備基準等の作成と実施
- ・水田貯留の推進
- ・防災対策の推進

No.8 安城市生涯学習推進計画の策定

第3次安城市生涯学習推進計画を検証し、国・県の生涯学習に関する施策や社会情勢の勘案、安城市をめぐる生涯学習の特徴を活かした第4次計画を策定中。

<第3次安城市生涯学習推進計画（現行計画）>

市民が生涯を通じて自分らしく主体的に学習に関わることができ、地域の暮らしの安全・安心に結びつく絆を築き、学校教育の範囲にとどまらない多様な学びを通して将来世代を担う「人財」として育つ願いをこめ、「だれもが楽しく、つながり、人とまちの明日を創る 学びあい」という基本理念のもと、以下の4つの推進テーマに沿って事業を推進している。

- 1 市民活動・地域活動の担い手育成につながる生涯学習
- 2 市民自ら企画・運営し、市民同士で、楽しみながら、学び、教える生涯学習
- 3 長寿社会を地域で豊かに生きるための大人の生涯学習
- 4 ものづくり文化の創造と次世代育成につながる生涯学習

No.9 第2次安城市スポーツ振興計画の改定

平成28年～令和7年度第2次安城市スポーツ振興計画の中間見直しをする。

基本理念「みつけよう マイスポーツ ひろげよう 元気な笑顔」

「する」「みる」「おしえる」「ささえる」どんな形でも、誰もが気軽にスポーツに親しみ、関わるができる、元気で明るい笑顔の安城市を目指す。

基本方針1 「する」スポーツの振興

- (1) 生涯にわたりスポーツに親しめる環境の充実
- (2) 競技スポーツの振興

基本方針2 「みる」スポーツの振興

- (1) スポーツ観戦機会の充実

基本方針3 「おしえる」スポーツの振興

- (1) 優れたスポーツ指導者の養成と活動機会の拡大

基本方針4 「ささえる」スポーツの振興

- (1) スポーツ推進委員の活動支援
- (2) ボランティアをはじめとする各種協力の拡大

基本方針5 スポーツ施設環境の整備

- (1) スポーツ施設環境の充実
- (2) スポーツ施設の適切な管理

基本方針6 スポーツ団体等の育成・支援

- (1) スポーツ団体等の育成・支援

基本方針7 オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツの振興

(1) オリンピック・パラリンピックなどの開催気運と関心の向上

重点施策1 ラジオ体操の普及啓発

重点施策2 企業とのスポーツ連携の強化

重点施策3 オリンピック・パラリンピックに関連した取り組み

No. 10 安城市文化振興計画の策定

「文化・芸術の振興」とは、市民が楽しく学び、また能動的に活動、参加することを通じて、「より人間らしく、より善く生きるための技術を高め『まちづくり』(市民参加による地域創造)の実現に寄与すること」と考え、文化振興計画では、具体的な施策を提言する。

本計画の方向性

1 拠点施設の活用・活性化と、参加する仕組み

歴史博物館、埋蔵文化財センター等の拠点施設としての活用と、本證寺や桜井古墳群等の文化財を保存・活用・整備し、これらの活性化をねらいとした「楽しく歴史を学ぶ場」の在り方を探る。市民が、「主体的に参加していけるような仕組み」を考える。

2 芸術を通して人々をつなぐ

拠点施設のみでなく、市内のさまざまな文化・芸術資源を活かし、市民が芸術と出会い、気づき、参加し、交流を生むことができるような「きっかけづくり」「場づくり」をねらいとする。

3 行政による拠点施設の活性化と協働する形で、さまざまな市民が主体的に参加し、文化・芸術による「まちづくり」につながっていくことで、市民生活が心の面で豊かになる未来像を目指す。